

函館市後期高齢者医療保険料の納入方法変更に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市後期高齢者医療に関する条例（平成20年函館市条例第19号）第2条に基づく函館市における後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の徴収について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第23条第3号および介護保険法（平成9年法律第123号。）第135条第1項の規定に基づき、特別徴収から普通徴収への納入方法の変更および変更の解除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入方法の変更)

第2条 市長は、函館市において保険料を徴収すべき被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該被保険者にかかる保険料について申し出等により特別徴収から普通徴収への変更を認めるものとする。

- (1) 特別徴収から普通徴収（口座振替に限る。）へ納入方法を変更する旨の申し出をした被保険者であって、国民健康保険料または保険料の納付状況に未納がないなど、口座振替により確実な納付が見込めるとき。
- (2) 災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと認められるとき。

なお、災害その他の特別の事情については、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）第18条第1項の保険料減免に係る事由、令第4条各号に規定する事由に準じ判断するものとする。

(納入方法の変更申請)

第3条 被保険者は、前条第1号の変更を申し出るときは、後期高齢者医療保険料納入方法変更等申出書（様式第1号）を、前条第2号を申し立てるときは、災害その他の特別の事情を証明する書類、その他市長が必要と認める書類等を、市長に提出しなければならない。

(納入方法の変更解除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通徴収への納入方法変更を解除し、特別徴収による納付に変更することができる。

- (1) 第2条第1号の規定により納入方法を変更した被保険者が、様式第1号の提出をもって申し出を取り下げたとき。
- (2) 第2条第2号の規定により納入方法を変更した被保険者が、納付困難状況を解消したとき。
- (3) 第2条第2号の規定により納入方法を変更した年度の保険料に係る賦課年度を終了したとき。
- (4) 第2条の規定により納入方法を変更した被保険者が、普通徴収の方法により納付すべき保険料を、災害その他の特別の事情がないにもかかわらず滞納し、納付の督促に応じないとき。
- (5) 虚偽の申告その他不正な行為により、普通徴収への変更があったとき。

(納入方法の変更および変更解除の通知)

第5条 市長は、第2条および第4条の各号の規定に基づき納入方法を変更または変更の解除を決定したときは、当該被保険者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

後期高齢者医療保険料 納入方法変更等申出書

年 月 日

(宛先) 函館市長

申出人 住所
氏名
被保険者との関係 ()
電話番号 () -

私は、後期高齢者医療保険料の納入方法について次のとおり申し出ます。

被保険者番号		被保険者氏名	
保険料の納入方法	※該当する項目に○をつけてください。 1. 新規申出 年金からの引き去り(特別徴収)ではなく口座振替(普通徴収)による納付を希望し、取り下げるまで継続します。また、この申出書提出後に滞納した場合は、特別徴収へ納入方法を変更することを了承します。 2. 申出取下げ 先に提出した申し出を取り下げ、特別徴収の条件を満たす場合は特別徴収での徴収を希望します。		

ここから下は記入しないでください。(職員記入欄)

保険料滞納の有無	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> その他
納付方法変更時期	口座振替： 年 月から開始 特別徴収： 年 月から (中止 ・ 再開)
口座振替する預金口座	<input type="checkbox"/> 新たに口座振替の申込 (完了 ・ 未了) <input type="checkbox"/> 新たな登録口座への変更 (完了 ・ 未了)
備考	

受付印	受付者

入力日 . .			
入		検	
力		証	